

京都市社会福祉審議会運営要綱

(専門分科会の設置)

第1条 京都市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に、社会福祉法(以下「法」という。)

第11条第1項の規定により、民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 法第11条第2項の規定により、審議会に福祉施策のあり方検討専門分科会、地域福祉専門分科会及び社会福祉充実計画審査専門分科会を置く。

(1) 福祉施策のあり方検討分科会は、福祉施策推進のための基本理念、及び福祉施策全般に共通する基本指針に関する事項を調査審議する。

(2) 地域福祉専門分科会は、地域福祉の推進に関する事項を調査審議する。

(3) 社会福祉充実計画審査専門分科会は、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)による改正後の法第55条の2第1項に規定する社会福祉充実計画を審査する。

(部会)

第2条 社会福祉法施行令第3条第1項の規定により、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

2 地域福祉専門分科会に市町村地域福祉推進計画の策定及び改定に係る検討を行うため、指針改定作業部会を置く。

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成25年9月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。